

教育・保育給付認定（変更）申請書 兼 保育所等入所申込書【1】記入例
 （父：常勤、母：常勤（育児休業復職）、祖母：同居・パートの場合）

第2条及び第23条第1項の規定により、教育・保育給付 します。併せて保育所等の保育施設（保育所、認定こども園 宅訪問型保育及び事業所内保育）への入所について、次のと		申込日 令和 4 年 11 月 8 日
太枠内をすべて記入		電話番号 自宅 04(2953)〇〇〇〇 父携帯 090(2953)△△△△ 母携帯 090(2953)□□□□
現住所 狭山市 入間川1-23-5	申込者（保護者）氏名 狭山 太郎	※既に支給認定を受けている場合に記入してください。
支給認定証番号	転居予定 令和 年 月 日 転居先住所	令和5年4月1日現在の年齢です
入所希望子ども氏名 狭山 海	個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 生年月日 令和 4 年 5 月 5 日	年齢 0 歳 男 (女)
家族状況（※入所希望子ども、同居祖父母を除く）	家族氏名 狭山 太郎 続柄 父 生年月日 昭和〇〇年〇月〇日 年齢 △△歳 職業・学校等 会社員 個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	狭山 花子 続柄 母 生年月日 平成〇〇年〇月〇日 年齢 △△歳 職業・学校等 看護師 個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
狭山 空 続柄 兄 生年月日 平成〇〇年〇月〇日 年齢 △△歳 性別 男・女 職業・学校等 入間川小	狭山 陸 続柄 兄 生年月日 平成〇〇年〇月〇日 年齢 △△歳 性別 男・女 職業・学校等 入間川幼稚園	狭山 葉子 続柄 叔母 生年月日 昭和〇〇年〇月〇日 年齢 △△歳 性別 男・女 職業・学校等 パート
祖父 就労（常勤・非常勤）・介護・無職・疾病（ ） 死別 他（ ）	住所 埼玉 都・道 狭山 市・区 入間川1-23-5 年齢 64歳	氏名 狭山 星子 電話 04(2953)〇〇〇〇
祖母 就労（常勤・非常勤）・介護・無職・疾病（ ） 死別 他（ ）	住所 埼玉 都・道 狭山 市・区 柏原1-1-1 年齢 64歳	氏名 柏原 一郎 電話 04(2946)〇〇〇〇
祖父 就労（常勤・非常勤）・介護・無職・疾病（ ） 死別 他（ ）	住所 埼玉 都・道 狭山 市・区 柏原1-1-1 年齢 64歳	氏名 柏原 月子 電話 04(2946)〇〇〇〇
祖母 就労（常勤・非常勤）・介護・無職・疾病（ ） 死別 他（ ）	住所 埼玉 都・道 狭山 市・区 柏原1-1-1 年齢 64歳	氏名 柏原 月子 電話 04(2946)〇〇〇〇
第1希望 〇〇保育所 第2希望 △△保育園 第3希望 □□保育所 第4希望 ☆☆認定こども園 第5希望	入所を希望する理由 保育施設の入所を希望する理由を記入してください。（例：育児休業から復職するため、求職活動のため、等）	※保育必要量は保育を必要とする事由によって決まることから、ご希望通りに認定されないことがあります
保育を希望する利用曜日・時間 曜日 月・火・水・木・金・土 時間 平日 8:00～18:00 土曜日 : ~ :	保育必要量 □ 保育短時間 <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間	主に送迎する人 送り (父) (母) 祖父母・その他 () 迎え (父) (母) 祖父母・その他 ()
家庭状況 □ 生活保護受給 (年 月 日開始) □ ひとり親 □ 障害児(者)のいる世帯 □ 里親 □ その他	受付印	受理者

※入所希望子ども1人につき、1枚作成してください。
 ※太枠内をすべて記入してください。
 ※裏面も必ず記入してください。

父母

該当する箇所に☑をつけて
必要事項を記入してください。

今年1月1日時点の 住所地		<input checked="" type="checkbox"/> 狭山市 □その他 ()	() 村)
前年1月1日時点の 住所地		<input checked="" type="checkbox"/> 狭山市 □その他 () () 都・道・府・県) () 市・区・町・村)	<input checked="" type="checkbox"/> 狭山市 □その他 () () 都・道・府・県) () 市・区・町・村)
保育の利用を 必要とする事由		<input checked="" type="checkbox"/> 就労 (□就労内定) □求職中 (未定) □疾病・障害 □介護・看護 □就学 □不存在 □その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 (□就労内定) □求職中 (未定) □疾病・障害 □介護・看護 □就学 □出産 □不存在 □その他 ()
就 労 の 場 合	通 勤	経路	※自宅から勤務先に直接向かうことを想定した場合を記入してください 自宅→ 狭山市駅 → 西武新宿駅 →勤務先
		時間	片道 1 時間 10 分
		手段	電車・バス・車・バイク・自転車・徒歩
不 存 在 の 場 合	理 由	□死別 □離婚 □未婚 □失そう □拘禁 □離婚前提の別居・その他 ()	□死別 □離婚 □未婚 □失そう □拘禁 □離婚前提の別居・その他 ()
	発生時期	年 月 日頃から	年 月 日頃から
	別居している場合	住所	
		氏名	

同意事項

以下の事項に同意のうえ、保育施設への入所について申込みます。

1. 保育所等入所申込書の記載事項に虚偽があった場合には、申込みが無効になること。
2. 「入所のしおり」の内容に同意し、また希望する保育施設については、見学等で保育内容等を確認し了承していること。
3. 保育を必要とする理由等の状況を確認するため、福祉事務所の職員が勤務先等へ勤務状況等を照会すること。
4. この申込みによる保育施設における保育及び保育料の決定のために市が保有する個人情報(住民基本台帳の情報、入所希望子どもの生育歴、健康状況及び家庭の状況、課税状況、生活保護受給状況等)を確認・利用すること。
また、保育施設の申込みに当たり、上記及び申請の際に提出された個人情報、保育料の納入状況等を、市と入所を希望する保育施設が共有すること。
5. 保育料の決定のために個人番号(マイナンバー)により必要な年度の市区町村民税の情報を福祉事務所の職員が他市区町村から課税情報等を取付すること。
6. 賦課された保育料は、納期限までに納付すること。
※正当な理由なく長期にわたり保育料の未納が続いた場合は、児童福祉法第56条第6項から第8項まで又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、滞納処分(給与の差押え等)を行う場合があります。
7. 保育施設での規定を守ること。
8. 保育施設における保育及び保育料決定のため、市が請求した各種必要書類を、提出期限までに市が定めた提出先に提出すること。
9. 継続的に保育を必要とする状況にあること。また、保育を必要とする状況が変更となった場合には、その内容について速やかに保育幼稚園課へ報告すること。

同意日 令和 4 年 11 月 8 日

保護者署名 (父) 狭山 太郎
(母) 狭山 花子